

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当るが休日に
の翌日は、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 字の区域の変更

保険医の登録

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内退任

土地改良法による換地処分(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(九件)

◇ 公 告 二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による笏賀地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十七年十二月一日現在の地番による。)
大字笏賀字中笏 賀	大字笏賀字中笏賀のうち四二の二及び六八と一体をなす 国有地の一部以外の区域、大字笏賀字多門田七〇の一部、 七二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大 字笏賀字大畑一四二と一体をなす国有地の一部
大字笏賀字多門 田	大字笏賀字多門田のうち七〇の一部、七二の一部及びこ れらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字笏賀 字中笏賀四二の二及び六八と一体をなす国有地の一部
大字笏賀字大畑	大字笏賀字大畑のうち一四二と一体をなす国有地の一部 以外の区域
大字笏賀字十京 畑	大字笏賀字十京畑のうち一五三の二の一部及び一五三の 二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字笏賀字柿木 通	大字笏賀字柿木通の全域及び大字笏賀字向山二四七の二

大字笏賀字向山	大字笏賀字向山のうち二四七の二以外の区域
大字笏賀字本笏賀	大字笏賀字本笏賀の全域並びに大字笏賀字十京畑一五三の二の一部及び一五三の二と一体をなす国有地の一部
大字笏賀字鳥越坂	大字笏賀字鳥越坂のうち四八四の七、四八四の八及び四八七の四以外の区域
大字笏賀字東新田	大字笏賀字東新田のうち五二二の二の一部、五二五の二の一部、五二六の一部、五二七の一部、五二八、五二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字笏賀字鳥越坂四八四の七、四八四の八及び四八七の四
大字笏賀字藤平	大字笏賀字藤平のうち五六二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字笏賀字東新田五二二の二の一部、五二五の二の一部、五二六の一部、五二七の一部、五二八、五二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字笏賀字時信谷五六八の二及び五六八の三並びに大字笏賀字檜山五八二の一部、六〇六の一部、六一八の三から六一八の五まで、六一八の二、六一八の三六及び六一八の三七
大字笏賀字時信谷	大字笏賀字時信谷のうち五六八の二及び五六八の三以外の区域
大字笏賀字檜山	大字笏賀字檜山のうち五八二の一部、六〇六の一部、六一八の三から六一八の五まで、六一八の二、六一八の三六及び六一八の三七以外の区域並びに大字笏賀字藤平五六二の一部及びこれと一体をなす国有地

鳥取県告示第八百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
布 清文	鳥医第二、九七二号	昭和五十八年九月二十一日
西 浦 清一	鳥医第二、九七三号	〃
岩 崎 和美	鳥医第二、九七四号	〃

鳥取県告示第八百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事	田 邨 万寿男	岩美郡福部村大字左近一四
"	田 邨 潔	二四
"	中 島 照美	三七一
"	田 中 詩郎	大字久志羅二八九
"	田 中 春美	三二一
"	田 中 久次	二五〇一一
"	石 谷 賢二	三三五
"	平 木 仁三郎	大字蔵見一八五
"	安 田 捷二	二九四
"	安 田 大福	二二三
"	細 川 頼光	一七五
"	山 本 幸雄	大字中一八一
"	出 井 貞一	二九
"	吉 田 孝道	大字南田一一一
"	吉 田 啓次	二一〇
監事	福 田 久美	大字左近六一
"	田 中 耕司	大字中一七四
"	近 藤 真喜雄	大字南田一六三

昭和五十八年六月三日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第八百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	田 邨 万寿男	岩美郡福部村大字左近一四
"	田 邨 潔	二四
"	中 島 照美	三七一
"	田 中 詩郎	大字久志羅二八九
"	田 中 春美	三二一
"	田 中 久次	二五〇一一
"	石 谷 賢二	三三五
"	平 木 仁三郎	大字蔵見一八五
"	安 田 捷二	二九四
"	安 田 大福	二二三
"	細 川 頼光	一七五
"	山 本 幸雄	大字中一八一
"	出 井 貞一	二九
"	吉 田 孝道	大字南田一一一
"	吉 田 啓次	二一〇
監事	福 田 久美	大字左近六一
"	田 中 耕司	大字中一七四

近 藤 真喜雄 大字南田一六三
昭和五十八年六月十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 邨 万寿男 岩美郡福部村大字左近一四

田 邨 潔 二四

中 島 照 美 三七一

田 中 詩 郎 大字久志羅二八九

田 中 春 美 三三一

田 中 喬 二六八一

石 谷 賢 二 三三五

平 木 仁 三 郎 大字蔵見一八五

安 田 捷 二 二九四

安 田 大 福 二二三

細 川 頼 光 一七五

山 本 幸 雄 大字中一八一

出 井 貞 一 二九

吉 田 孝 道 大字南田二二一

吉 田 啓 次 二一〇

監 事 福 田 久 美 大字左近六一

田 中 耕 司 大字中一七四

近 藤 真喜雄 大字南田一六三

昭和五十八年六月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第八百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市伏野七〇―一中ノ茶屋土地改良事業共同施行代表者竹本重美から同人ほか二十七名の者が共同して行う土地改良事業に係る中ノ茶屋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る笏賀地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百一号

昭和五十八年七月十六日付けで江府町から申請のあつた土地改良（俣野

(西ケ市)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認め
たので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第
五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す
る。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二号

昭和五十八年七月二十日付けで鳥取市から申請のあった土地改良(下味
野西地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三号

昭和五十八年七月十六日付けで中山町から申請のあった土地改良(春日
地区畑地かんがい)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四号

昭和五十八年七月十六日付けで中山町から申請のあつた土地改良（春日地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五号

昭和五十八年八月一日付けで日野町から申請のあつた土地改良（濁谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六号

昭和五十八年六月四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（下榎（奥田）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七号

昭和五十八年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（久住原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八号

昭和五十八年七月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（西尾原（本宮河原団地）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九号

昭和五十八年七月十八日付けで大山町から申請のあつた土地改良（向原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

昭和58年7月23日及び同年9月11日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和58年10月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

有松	数紀	小川	正二	野田	克也	前田	一寿	大石	清春
堀	芳枝	牧井	一夫	池成	隆男	井口	祐子	林	義則
原田	俊和	増藤垣	千尋	尾崎	寛治	綾木	敏郎	上山	善博
前川	勇	寺垣	邦彦	福井	真澄	藤井	健至	後藤	達也
山本	浩	井手添	誠	松岡	英樹	福間	健司	牧田	潤吾
飯田	和之	坂根	正子	松本	雅夫	高木	緑	吉田	成年

加藤	律子	角	孝博	岩永	慎一	梅林	操	内藤	勝人
川田	嗣男	西村	直樹	坂隠	哲行	小林	由和	上田	雅男
清水	讓司	園本	勇治	松本	浩喜	吉田	修二	笹木	進
野本	弘毅	内藤	邦彦	矢田	峰夫	清水	裕夫	前田	賢二
霜村	丈明	中村	克己	豊口	勇司	関原	正信	棕田	義徳
松本	廣美	飛村	一六	秋吉	拓夫	竹内	正弘	坂本	勝彦
仲川	三智雄	駒井	真一	南場	辰雄	鋤崎	興垂	馬野	博志
畑	博道	長石	秀雄	垂水	英俊	松本	郁雄	杠	基
上野	真一	本田	淳	安達	克美	新井		金田	孝成